

所管課	健康長寿部いきいき高齢課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第2章 共生共感都市		04 高齢者福祉		02 健やかで安心できる暮らしを支援する											
事業：南河内広域高齢者福祉事業											整理番号	1456				
目的	大阪府からの権限移譲事務のうち「指定居宅サービス事業者の指定」「有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等」「特別養護老人ホーム(定員29人以下)の設置の許可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に高齢者福祉等にかかる事務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。															
目標	大阪府からの権限移譲事務について、各市町村の高齢者福祉部門と連携を図りつつ、広域で共同実施することで、各市町村の高齢者福祉分野にかかる事業者指導や認可に関して、円滑な事務の推進を行う。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		16,396		コスト情報・評価	総コスト(千円)		16,396		総合評価 B 評価理由 適正に事業を実施できたため。	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		6,163		内訳	事業費		16,396		効率性		B			
		国庫支出金		10,233			人件費		0		有効性		A			
		地方債		0			公債費		0							
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		147							
							世帯あたり(円)		347							
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	大阪府からスムーズに権限移譲を受け、指定居宅介護事業者の指定や指導事務を行うことができた。										
今後の方向性	①各市町村の事務と広域福祉課が担当している事業者指導、認可等の専門性を生かした事務を整理し、より効率的、効果な事務分担について検討を進める。②権限移譲事務にかかる交付金等について、大阪府に要望を行うとともに、効率的な業務に向けた事務経費の削減を進める。③より効果的な広域共同処理にあり方について、関係市町村で検討を進める。															

事業優先順位		1	細事業：南河内広域高齢者福祉事業				整理番号		01		
目的		大阪府からの権限移譲のうち「指定居宅サービス事業者の指定」「有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等」「特別養護老人ホーム（定員29人以下）の設置の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に高齢者福祉等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。									
目標		大阪府からの権限移譲事務について、各市町村の高齢者福祉部門と連携を図りつつ、広域で行動処理することで、各市町村の高齢者福祉分野にかかる事業者指導や認可に関して、円滑な事務の進行を行う。									
事業実施主体		直営	事業開始年	平成23年度	根拠法令	老人福祉法・介護保険法					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較
	事業費（決算額）（千円）		16,396	19,537	-3,141		総コスト（千円）		16,396	19,537	-3,141
	財源内訳	一般財源	6,163	6,471	-308		内訳	事業費	16,396	19,537	-3,141
		国庫支出金	10,233	13,066	-2,833			人件費	0	0	0
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり（円）	147	173	-26
			0					世帯あたり（円）	347	414	-67
			0					職員数（人）	0.00	0.00	0.00
							参考	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00
	今後の方向性		①各市町村の事務と広域福祉課が担当している事業者指導、認可等の専門性を生かした業務を整理し、より効率的、効果的な事務分担について検討を進める。②権限移譲事務にかかる交付金等について、大阪府に要望を行うとともに、効率的な業務に向けた事務経費の削減を進める。③より効果的な広域共同処理のあり方について、関係市町村で検討を進める。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	指定居宅介護サービス事業者等						
	A	B	B								

事業：南河内広域高齢者福祉事業

1. 南河内広域高齢者福祉事業

大阪府からの権限移譲のうち「指定居宅サービス事業者の指定等」「有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等」「特別養護老人ホーム（定員２９名以下）の設置の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の３市２町１村で共同して事務进行处理することで、円滑に高齢者福祉等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進した。

細事業：南河内広域高齢者福祉事業

1. 南河内広域高齢者福祉事業

大阪府から権限移譲された事務について、各市町村の高齢者福祉部門と連携を図りつつ、介護保険法や老人福祉法に基づく指定や認可等の事務を円滑に行った。

【指定居宅サービス事業者の指定等実績】

新規指定・更新申請	45件
変更届＋処遇改善加算届	259件
実地指導	69件